

アーカイブ拠点施設（仮称）に関する資料収集ガイドライン

平成 29 年 6 月版

福島県文化スポーツ局生涯学習課

1 震災関連資料の収集・保全・活用等の必要性

(1)震災関連資料について

原子力災害を含む東日本大震災を知ることができる資料や、その後の復興過程（途上）を知ることができる資料は、福島県が経験した甚大な複合災害、復興の現状、および復興過程で得た経験・教訓を広く国内外に発信し、さらに後世に向けて伝えるために貴重な遺産である。（以下、「震災関連資料」と言う。）しかし、震災から6年以上が経過し、資料の散逸が懸念されるため、震災関連資料を収集し、整理・保全することが急務となっている。また、これらの資料は収集するだけではなく、平成32年度に開所が予定されているアーカイブ拠点施設（仮称）で保全・公開し、さらに研究等に生かし活用する必要がある。

（「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設 基本構想」を参照）

さらに、震災復興はまだ途上であり、将来にわたって収集・保全活動を継続されるべきものである。

【アーカイブ拠点施設概要】

《基本理念》 世界初の甚大な複合災害を経験した福島

地震・
津波災害

原子力災害

この災害からの復興拠点として
人々が集うシンボルとなる場

原子力災害と復興の記録や教訓の
未来への継承・世界との共有

福島にしかない原子力災害の
経験や教訓を活かす

防災・減災

福島に心を寄せる人々や団体と連携し、
地域コミュニティや文化・伝統の再生、
復興を担う人材の育成等による

復興の加速化への寄与

「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設 基本構想」より

**《事業活動方針》　ふくしまの経験、そこから得た教訓を後世に残すため、
共にこの災害を経験し、立ち向かった県民の力
“オール福島”の参加・協力で4つの事業を実践します。**

原子力災害の教訓を伝え、
未来の安全へつなげる

- ・展示や資料を活用した原子力防災研修の実施
- ・他施設との連携、共同研修などを目的であわせてメニューの展開

4 研修

参加者が行動するきっかけとなる
原子力災害の経験に基づく
研修プログラムの提供

- ・リアルな展示と体験、フレゼンによる福島にしかないプロジェクトへの提供

- ・蓄積された資料・証言に基づく展示
- ・原子力防災の蓄積型・体験型の学習
- ・県民参加による生の声・想いの発信
- ・現在進行形である原子力災害の訴求

3 展示・プレゼンテーション

福島風の「光と影」を伝え、
今、そしてこれから福島を
プレゼンテーションする

**原子力災害の
経験とそこから
得た教訓の発信**

1 収集保存

関連資料の収集と保存、収蔵。
オーラルヒストリー等の
記憶も残す

唯一無二の記録、記憶の蓄積と
後世に伝えるための保存

- ・県民インタビューによる災害の記憶の取集・保存
- ・災害対応の記録（行政・企業・個人）の収集・保存

2 調査・研究

原子力災害の教訓を活かし
原子力防災などの充実・強化と
専門分野の人材の育成につなげる

経験を教訓に生かす
人材の育成とそのワーク化

- ・原子力災害やその歴史（特に福島）に関する調査・研究
- ・上記人材の育成と専門分野別の調査研究の継続的な推進

オール福島の参画協力で推進



「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設 基本構想」より

(2) 震災関連資料の定義

本ガイドラインにおける震災関連資料とは、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の前後の状況を示すものや、被災の状況を示すもの、また、復旧・復興に関わる個人や諸団体など、様々な主体が行った各種活動記録（文書、メモ、写真、映像、音声等）、作成・配布された資料、さらに災害の状況や県民の心情を表すもの等で以下の分類とする。

① 資料の分類と例

(ア) 一次資料 東日本大震災及び原子力災害を直接に示すもの、および被災直後から被災地の復旧・復興の過程において、使用・作成されたもの

資料分類	資料の例
モノ	<ul style="list-style-type: none"> ・2時46分で止まった時計 ・震災後閉校となった学校の様子が分かるもの ・新エネルギーの広告塔、看板 ・津波の影響を受けた道路標識、看板、線路 ・帰還困難区域等を表す看板 ・避難所で使われた炊き出し用の大鍋 ・応援メッセージ、励ましの千羽鶴 ・仮設住宅の様子が分かるもの（看板や表示）等
紙	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の日記、手記　・子どもの体験作文、手紙 ・避難所の記録、日誌、ビラ、メモ、表示 ・救援物資に関する資料、配布表 ・自治会の日誌、報告書　・仮設住宅に関する書類 ・市町村が配付した広報誌、ビラ、チラシ 等
写真 ※デジタルデータを含む	<ul style="list-style-type: none"> ・震災の様子を表した写真、倒壊した建物、町並み等の写真 ・避難の様子が分かる写真、救援活動の記録写真 ・避難所の生活の様子を表す写真 ・仮設住宅での生活の様子が分かる写真 ・ボランティア活動の記録写真、イベントの記録写真 等
映像・音声 ※デジタルデータを含む	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が撮影した震災の映像 ・仮設住宅やボランティア活動の記録映像 ・復旧、復興の様子を撮影した映像 ・風評被害払拭のためのイベントの様子を撮影した映像 等

(イ) 二次資料 東日本大震災及び原子力災害、防災関連の刊行物

資料分類	資料の例
図書	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村が発行した震災関連記録誌 ・各関係機関が発行した記録誌 ・報道写真集、記録誌　・被災体験手記 ・灾害、防災関連図書　・地域防災計画書　・児童書 等
雑誌	・学会誌　・震災、防災関連雑誌 等
視聴覚資料	・震災、防災関連DVD、CD音声資料 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、防災情報新聞バックナンバー ・その他、地図やリーフレット類 等

② 収集を行う資料の種類（例示）

別表1のとおり

2 震災関連資料の収集・保全・活用の目的及び取り組み

(1) 震災関連資料の収集・保全・活用の目的

震災関連資料の収集・保全・活用は、アーカイブ拠点施設（仮称）の基本理念を実現するため、また、同施設で行う4つの事業（P. 2）の根幹となるものであり、次の世代（未来の福島県や日本を担う人たち）に東日本大震災及び原子力災害の記録とそこから得た経験を伝えるために重要なものである。

本ガイドラインにおいて、震災関連資料収集の目的や種類を示すことにより、効果的かつ効率的な収集活動を行い、アーカイブ拠点施設（仮称）の理念の実現に資する、

(2) 震災関連資料の収集およびこれに関係する諸機関との連携

①震災関連資料の収集に係る種類ごとの、収集手段、所有者・所蔵者の想定は別表1のとおりとする。

②震災関連資料収集に関連する諸機関との連携

（※以下は想定項目であり、収集を進める過程で他の連携方法も追加する）

1) 市町村からいただく協力

・市町村が現在保有している震災関連資料について、調査を県が行う場合への協力
※上記調査において、アーカイブ拠点施設への資料の貸与等可否と条件等について確認

・情報提供1：震災関連資料の所在に関する情報の提供

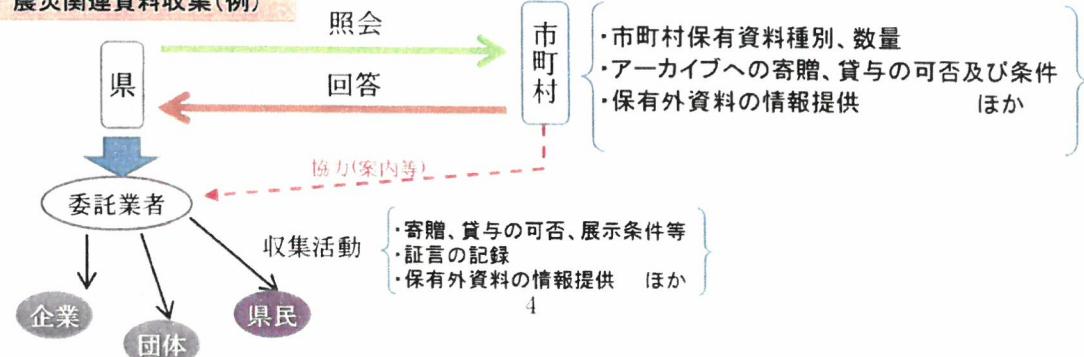
・情報提供2：震災関連資料や関連情報等について、関係する企業や団体等に関する情報の提供→例）こんな活動をアーカイブしてはどうか、との情報提供

・県が、県民へ資料提供等を呼びかける場合の、市町村HPや広報誌掲載等での協力
※上記呼びかけに応じた県民に対する意向の聞き取り、場合によっては資料の一時保管

・収集活動への同行や案内

・その他

震災関連資料収集(例)



2) 報道機関からいただく協力

- ・別表1の範囲において、報道資料の提供の可否等の調整
- ・震災直後の状況を取材した記者等への聞き取り調査
- ・その他、資料の所在等に関する情報提供

3) その他の関係機関からいただく協力（府内関係課、関係団体等）

- ・保有物調査への協力、資料の提供、背景や付随する情報の提供
- ・県内外関係企業や団体、また県外避難者の状況等の情報提供
- ・県外避難者への聞き取り調査実施に関する調整
- ・県内外企業やNPO法人等の団体に保有物調査への協力、資料の提供、聞き取り調査への協力等
- ・その他、資料の所在等に関する情報提供

(3) 震災関連資料収集の具体的手順の想定

資料収集に向けては関係自治体、県民、企業、団体の協力が不可欠であるため、適宜調整をしながら進める。

県民	企業等	NPO・NGO、県外避難の県民	既存資料（生産学習課保存）
①情報をもとに保有資料の調査	①県庁内各部局の関連企業等へ文書により協力要請及び保有資料の調査（必要に応じて、簡易聞き取り調査）	①県庁内各部局の関係するNPO、NGO及び県外避難者等へ文書により協力要請及び保有資料の調査（必要に応じて、簡易聞き取り調査）	①共通フォーマットを作成し部局毎に保有資料のリスト又は写真データ（サムネイル）を提出
↓	↓	↓	↓
②簡易聞き取り調査	②収集するか否かの判断をし、詳細調査へ	②収集するか否かの判断をし、詳細調査へ	②収集するか否かの判断をし、詳細調査へ
	↓	↓	↓
	②-2必要に応じ権利処理後、公開範囲等を所有者に確認し確認書（承諾書）を作成する。資料収集活動及び聞き取り調査実施	②-2必要に応じ権利処理後、公開範囲等を所有者に確認し確認書（承諾書）を作成する。資料収集活動及び聞き取り調査実施	②-2必要に応じ権利処理後、公開範囲等を確認する。
	↓	↓	↓
	②-3資料の収集方法、保管方法の検討	②-3資料の収集方法、保管方法の検討	②-3資料の保管方法の検討
	↓	↓	↓
③収集するか否かの判断をし、詳細調査へ	③メタデータ作成、整理	③メタデータ作成、整理	③メタデータ作成、整理
↓			
③-2必要に応じ権利処理後、公開範囲等を所有者に確認し確認書（承諾書）を作成し資料を収集			
↓			
③-3資料の収集方法、保管方法の検討			
↓			
④メタデータ作成、整理	④保管方法を調整し、必要部材購入、運搬、保管	④保管方法を調整し、必要部材購入、運搬、保管	④保管方法を調整し、必要部材購入、運搬、保管
↓			
⑤保管方法を調整し、必要部材購入、運搬、保管			

注 1) 所有者への連絡調整は委託者と受託者が調整の上、実施する。

注 2) 資料は所有者からの寄贈を基本とする。

3 各主体における資料収集や資料公開の動向

①県内各市町村等における動向

(平成 28 年度までの調査より)

主な活動	市町村
震災関連記録誌の発行	<浜通り> 13 市町村 新地町、相馬市、南相馬市、飯館村、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、川内村、裏尾村、楢葉町 広野町、いわき市
	<中通り> 15 市町村 国見町、桑折町、福島市、伊達市、本宮市、玉川村川俣町、郡山市、三春町、須賀川市、西郷村、鏡石町、矢吹町、石川町、白河市
	<会津地方> 3 市町 会津若松市、西会津町、会津坂下町
	福島県
自治体独自のアーカイブ施設へ震災資料の展示（計画、既存施設利用も含む）	・相馬市 【既設】相馬市伝承鎮魂祈念館（平成 27 年 4 月 1 日オープン） ・南相馬市 【既設】市立博物館で資料を展示 ・富岡町 【計画】アーカイブ施設設置（アクションプランに記載） ・いわき市 【計画】震災メモリアル中核拠点施設 【既設】『いわきの東日本大震災展』（いわき・ら・ら・ミュウ） ・郡山市、富岡町、双葉町、川内村 平成 27 年 4 月より「郡山震災アーカイブ」（デジタル アーカイブ）を運用、公開資料数：約 54,000 件（総務省 補助事業） ・双葉町 HP で資料や活動の記録を公開（筑波大学との連携） ・飯館村 平成 27 年 5 月から HP で公開（写真（約 3,000 点）及び動画（約 100 本））
デジタルアーカイブの運用	・楢葉町 みるーる天神において、AR で津波の映像を提供 【計画】ならは交流館（仮）での復興展示 ・浪江町、双葉町、大熊町 アーカイブに関する 3 町勉強会を実施 ・広野町 【計画】「防災拠点道の駅ひろの」の開業 ・福島県 ふくしま記憶と未来体験アプリを公開（相双地域）
その他	

②その他関係機関の主な動き

1) 福島県歴史資料館

平成 23 年度及び同 24 年度に、福島県からの委託により、震災体験に係る証言映像の収録及び写真や動画等の関連資料を収集。

2) 福島県文化財センター白河館（福島県文化財課被災ミュージアム再興事業）

福島県教育委員会の委託を受け、双葉郡内の 3 町（双葉町、大熊町及び富岡町）の資料館収蔵資料を館内に搬入し、敷地内に建設した仮保管施設において収蔵・管理を行うとともに、随時展示・公開を行っている。

- 3) 福島県立博物館（ふくしま震災遺産保全プロジェクト実行委員会）
「震災遺産」として様々な資料を収集するとともに、各地で展示活動やシンポジウムの開催などを積極的に実施している。
- 4) 福島県立図書館
「東日本大震災福島県復興ライブラリー」として、東日本大震災及び原発事故等に関する資料や図書を中心に収集している。
- 5) 福島県立美術館
ルーマニア・ブカレスト市から贈られた子どもたちが描いた絵とメッセージ約 600 点及び全米紅茶協会から贈られたキルトを保管している。
- 6) ふくしま歴史資料保存ネットワーク
福島大学うつくしまふくしま未来支援センター員を兼務する学類の教員が代表を務めている。関係機関及び関係市町村と連携し、文化財レスキュー活動、歴史資料保全活動を実施している。
- 7) 国立国会図書館
ポータルサイト「ひなぎく」を運営。様々なデジタルアーカイブとリンクしている。

上記に示すようにさまざまな実施主体が震災関連資料を収集し、公開している。

4 収集した震災関連資料の保管方法

- (1) デジタル化
収集した資料については、基本的に写真や映像等のデジタルデータに変換して保管する。
その他のデジタル化については、収集物が一定程度集まった時点で、関係機関等と調整しながら判断するものとする。
- (2) リスト化、タグ付け、情報付加、検索ワード設定等
収集した資料については、すべてについて必要な情報を付加したメタデータを作成する。

※メタデータとは資料が持つ属性（収集日、寄贈者名など）を指す。

※メタデータ案は【添付資料1】を参照。

（3）権利処理等

資料の所有権や著作権等の権利については、資料提供者に公開範囲等の許諾範囲を明示した書面による承諾を得る。

（課題）アーカイブ拠点施設での公開規範（仮）、活用基準（仮）等について、今後検討する必要あり。

（4）モノ（実物）資料の扱い

収集されたモノ（実物）資料については、必要に応じて除染や燻蒸等適切な処理を施し、保全するものとする。

5 収集活動において調整が必要な事項

（1）資料選定委員会の設置

収集した資料についてアーカイブ施設でどのように保管し、活用するかは、資料選定委員会（仮称）において審議することを想定し、今後資料選定委員会の設置を検討する。

（2）県及び市町村の公文書の取扱いについて

引き続き調整を行い、アーカイブ拠点施設における保管と活用を検討する。

6 その他

この資料収集ガイドラインは、実際に資料収集を進めていく中で適宜見直しを図る。

